

2009年5月18日

大阪府知事 橋下 徹 様

「新型インフルエンザ」対策の強化に係る申入書

大阪府職員労働組合
執行委員長 平井賢治

世界的に感染が拡大している「新型インフルエンザ」については、府民のいのちと安全を守るために日夜奮闘されていることに敬意を表します。

先週末、兵庫県、大阪府での「新型インフルエンザ」患者の発生を受け、今後の取り組みが一層重要となっています。

大阪府では、この間府民への迅速な情報提供、発熱相談センターの設置や発熱外来医療機関の確保、渡航者の健康管理、発生時対策では接触者調査や疫学調査など健康医療部や教育委員会事務局などを中心に、土日、祝日も対応しており、通常業務の遂行とあわせて多忙と極めております。

健康危機管理対策は、府民のいのちと安全を守るという行政本来の責務であるとともに、急ぎの・一時的な対応だけでなく日常的な体制の整備と対策の強化が決定的に重要です。この間大阪府が強行してきた保健所支所廃止や府立5病院の独法化はこれに逆行するものであり、府職労は、府立5病院や公立病院の医師・看護師及び予算の確保、府と市町村の連携強化をはじめ、府民のいのちを守る医療体制を整備すること、公衆衛生の第一線機関である保健所、公衆衛生研究所の体制・機能強化を図ることを改めて求めるものです。

大阪府として、新型インフルエンザ対策の強化、府民のいのちを守る施策を拡充するよう下記の項目について緊急に申し入れるものです。

記

1. 医師、保健師、監視員などの欠員を早急に補充すること。また、必要な人員を雇用すること。
2. 24時間対応などを行っている職場について、十分な健康管理体制をとるとともに、労働過重にならないよう人員増など体制を整備すること。また、健康管理グループの増員を行うこと。
3. 発熱外来医療機関を早急に確保し、安心できる医療体制を整備すること。
4. 渡航者健康管理など対策について、府として統一した基準を明確にし、保健所職場に周知すること。
5. 保育所、学校、介護施設、福祉施設等の週単位での休業が実施されている状況のもとで、以下の対策を緊急に講じること。
 - ① 府下企業に対し、正規・非正規を問わず従業員が育児や介護のために勤務を休まざるを得ない場合、特別休暇等により不利益が生じないよう特段の配慮を要請すること。
 - ② 府職員、非常勤職員が育児や介護のために勤務を休まざるを得ない場合、職務専念義務免除など当該職員が不利益とならない措置を講じるとともに、各職場に対しても配慮を要請すること。
 - ③ 医師・看護師など専門的対応が求められる職員の子の保育体制について、院内臨時保育を実施するなどの必要な体制をとること。
6. 職員が罹患した場合、以下の措置を行うこと
 - ① 職員が罹患した可能性がある場合、罹患が判明した場合は労働安全衛生規定に基づく就業禁止措置をとること。
 - ② 家族が罹患した可能性がある場合、罹患が判明した場合は、感染拡大を防ぐため、職務専念義務免除を行うこと。
7. 新型インフルエンザに関する情報提供を迅速に行うとともに、府民のいのちと健康を守る最大限の取り組みを行うこと。以上

対策強化、人員確保、育児・介護の休暇措置を求める

府職労は5月18日、先週末より大阪でも感染が拡大している新型インフルエンザ対策について、府民のいのちと健康を守る対策の強化、必要な人員体制の確立を求めるとともに、職員健康確保や保育所等の休業に伴う休暇措置などについて、緊急申し入れを行いました。

「新型インフルエンザ」対応は、日常業務に加え、既に24時間体制や土日祝日勤務などが行われており、各職場で多くの職員が奮闘しています。しかし、医師・保健師の欠員をはじめ、その体制は職員の使命感の中で支えられており、必要な人員体制の確保が緊急に求められています。

保健所支所の廃止や府立5病院の独法化など、府民のいのちと健康を守る機能を縮小してきたことが、健康危機管理問題にも大きな支障をきたしており、それらの拡充が必要であることは言うまでもないことですが、当面、

緊急に求められる欠員の解消、発熱外来医療機関の確保、職員の健康管理体制等についての対策を強く求めました。

当局は、「府民のいのちと健康を守る責務はそのとおりであり、申し入れ事項については早急に関係部局に伝える」「職員の健康管理は当局の責任であり、できることは行う立場で検討する」と答えました。

正規・非正規問わず、不利益が生じない特別休暇措置を全企業に要請・実施せよ！

既に学校や保育所、福祉施設など休業が始まっており、府下全域に拡大することは必至の状況です。とりわけ、育児・介護を行う全ての労働者がただちに出勤が困難となり、その負担は耐え難いものになります。限りある年休での対応も限界があります。さらに非正規労働者は収入そのものに直結する問題です。

厚労省は5月16日に日本経団連等に要請を行っているようですが、その内容は「保育施設等の臨時休業により、育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員について、本人の申出に基づいて特別休暇を与えるなどの配慮を行うことについて、特段の配慮をお願いいたします。」と年次休暇以外での対応を求めていることは明らかです。

府職労は厚労省の要請も踏まえ、年次休暇ではなく特別休暇等での配慮を行うよう全ての民間企業に要請を行い、それに準じた府職員への措置を強く要請しました。

しかし当局は、「現時点では民間へも年休

また、職員自身や家族が罹患した場合は現実的には出勤できなくなるにもかかわらず、サービスの扱いは病欠休暇が年休、子どもの看護休暇等となっています。府職労は、感染拡大防止のためにも当局の責任において就業禁止措置を行うべきであり、家族が罹患した場合は職免措置をとるべきです。昇給・勤労手当にも影響する病欠休暇対応は不当と言わざるを得ません。当局は、「就業禁止を検討していないわけではないが、強権的措置であり全国的な影響もあるため、感染や毒性についてのさらなる解明が必要と考えている。慎重に判断する必要はある」と述べるにとどまっています。

本日時点でのサービスの取り扱いは右記のとおりですが、府職労は申し入れに基づく措置を改めて求めるとともに、今後それらの措置が行われた場合は既に年次休暇等取得した職員にも遡及して適用することを求めました。当局は遡及も含めて申し入れ事項については検討すると答えました。

府職労は引き続き府民のいのちと健康を守る体制強化を求めて当局追及を強化します。

事実上の出勤禁止がなぜ病休・年休か？ 罹患の場合は就業禁止こそ必要

等取得の配慮要請と認識している」とし、それを理由に府職員への措置も困難とする不当な見解を示しました。府職労は、「感染拡大防止のための公的施設休業にもかかわらず、その不利益を全労働者に押し付けることは許されぬ」と、申し入れ事項の実施を重ねて要求しました。府職労は全ての労働者にこの対応を行うよう、夏季闘争とあわせて引き続き追及を行います。

罹患や福祉施設等の休業に関する サービスの取り扱い

5月18日時点

- 発熱など感染の疑いが本人・家族にある場合
(罹患した場合も同様)
本人⇒病休、年休等
家族⇒年休、子の看護休暇等
- 保育所等の臨時休業により、育児・介護を行う場合
⇒年休、子の看護休暇等